



# 宮 崎 県 公 報

令 和 8 年 5 月 11 日 (月 曜 日) 第 711 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

<b>規 則</b>	頁	
○人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則…………… (障がい福祉課) 1		○製菓衛生師試験の実施…………… (衛生管理課) 7
<b>告 示</b>		○毒物劇物取扱者試験の実施…………… (業務感染症対策課) 8
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 7		○土地改良区の役員の就任の届出 (2件) …… (団体指導検査課) 8
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止…………… ( " ) 7		○土地改良区の役員の就退任の届出 (6件) …… ( " ) 8
○包括外部監査契約の締結…………… (監査事務局) 7		○土地改良区の役員の退任の届出 (2件) …… ( " ) 12
<b>公 告</b>		○土地改良区の定款変更の認可 (6件) …… ( " ) 12
		○土地改良区連合の定款変更の認可…………… ( " ) 13
		○土地改良区の変更の認可…………… ( " ) 13
		<b>公安委員会公告</b>
		○警備員指導教育責任者講習の実施について……………13
		○警備員等の検定の実施について……………14

## 規 則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和8年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第29号

#### 人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則 (平成12年宮崎県規則第 119号) の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3 (第5条関係)		別表第3 (第5条関係)	
第1 建築物に関する整備基準		第1 建築物に関する整備基準	
整備箇所	整備基準	整備箇所	整備基準
1 障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路 (以下「移動等円滑化経路」という。)	(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上 (エ) に掲げる場合にあつては、そのすべて。) ア 公共的施設に、条例第2条第2号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者 (以下「利用者」という。) の用に供する居室 (以下「利用居室」という。) を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地 (以下「道等」という。) から当該利用居室までの経路 (直接地上へ通ずる出入口のある階 (以下「地上階」という。) の直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)	1 障がい者、高齢者等が円滑に利用できる経路 (以下「移動等円滑化経路」という。)	(1) 次に定める場合においては、それぞれに定める経路のうち、1以上 (エ) に掲げる場合にあつては、その全て。 ア 公共的施設に、条例第2条第2号に定める公共的施設においてサービス等の提供を受ける者 (以下「利用者」という。) の用に供する居室 (以下「利用居室」という。) を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地 (以下「道等」という。) から当該利用居室までの経路 (当該利用居室が15の項に定める客席及び観覧席である場合にあつては、当該客席及び観覧席の出入口と車いすを使用している者 (以下「車いす使用者」という。) が利用できる部分 (以下「車いす使用者用席」という。) との間の経路 (以下「車いす使用者用経路」という。) を含み、直接地上

	<p>イ 公共的施設又はその敷地に、車いすを使用している者（以下「<u>車いす使用者</u>」という。）が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「<u>車いす使用者用便房</u>」という。）（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「<u>車いす使用者用駐車施設</u>」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>エ [略]                  (2) [略]</p>		<p>へ通ずる出入口のある階（以下「<u>地上階</u>」という。）の直上階又は直下階のみに利用居室を設ける場合においては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）</p> <p>イ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（以下「<u>車いす使用者用便房</u>」という。）（車いす使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路（当該利用居室が15の項に定める客席及び観覧席である場合にあっては、<u>車いす使用者用経路を含む。</u>）</p> <p>ウ 公共的施設又はその敷地に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「<u>車いす使用者用駐車施設</u>」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が15の項に定める客席及び観覧席である場合にあっては、<u>車いす使用者用経路を含む。</u>）</p> <p>エ [略]                  (2) [略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>12 便所</p>		<p>12 便所</p>	<p>(1) 利用者の用に供する便所（以下この項において「<u>便所</u>」という。）は、<u>特定の階に偏ることなく設けることその他の利用者が便所を利用する上で支障がない位置に設けることとし、利用者が利用する階（地上階であって、便所を1以上設ける施設が同一敷地内の地上階の出入口に近接する位置にあるもの及び利用者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、利用者の滞在時間が短い階その他の公共的施設の管理運営上便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</u></p> <p>(2) (1)の規定により便所を設ける階（以下「<u>便所設置階</u>」という。）においては、当該便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下の場合にあっては2以上、床面積が40,000平方メートルを超える場合にあって</p>

				<p>は当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数以上)に、車いす使用者用便房を1以上(当該車いす使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあつては、それぞれ1以上。アにおいて同じ。)設けること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 便所設置階が地上階であり、かつ、車いす使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の地上階の出入口に近接する位置にある場合</p> <p>イ (2)本文の規定により便所設置階の便所に設けるべき車いす使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める場合</p> <p>(ア) 男子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、(2)本文に掲げる場合の区分に応じ、(2)本文に定める数以上)に、男子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>(イ) 女子用の便所のみを設ける便所設置階 当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあつては、(2)本文に掲げる場合の区分に応じ、(2)本文に定める数以上)に、女子用の車いす使用者用便房を1以上設ける場合</p> <p>エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共的施設に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)(床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階(車いす使用者用便房のみを設ける便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に(2)本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車いす使用者用便房の数を加えた数(アに規定する施設がアに規定する</p>
--	--	--	--	--

	<p>利用者の用に供する便所を設ける場合においては、<u>1 以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上)</u> は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) [略] ア～ウ [略] (2)～(6) [略]</p>		<p><u>位置にある場合</u>にあっては、<u>当該数から当該施設に設ける車いす使用者用便房 (当該車いす使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合</u>にあっては、<u>それぞれの車いす使用者用便房) の数を差し引いた数</u>以上の車いす使用者用便房 (当該車いす使用者用便房 (男子用の便所及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。)) に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、<u>それぞれの車いす使用者用便房) を設ける場合</u></p> <p>(3) (2)に定めるもののほか、(1)の規定により設ける便所のうち 1 以上 (男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ 1 以上) は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア [略] (ア)～(ウ) [略] イ～カ [略]</p>
<p>13 駐車場 (機械式駐車場を除く。以下同じ。)</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) [略]</p>	<p>13 駐車場 (機械式駐車場を除く。以下同じ。)</p>	<p>(1) 利用者の用に供する駐車場には、当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 50 分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) 以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 100 分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数) に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>(2) [略]</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>15 客席及び観覧席</p>	<p>(1) 興行施設、集会施設及び体育施設で固定式の客席又は観覧席を設ける場合においては、<u>車いす使用者が利用できる部分 (以下「車いす使用者用席」という。)</u> を 1 以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、<u>85センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、110センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>15 客席及び観覧席</p>	<p>(1) 興行施設、集会施設及び体育施設で固定式の客席又は観覧席を設ける場合においては、<u>次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める数以上の車いす使用者用席を設けること。</u></p> <p>ア <u>当該客席又は観覧席に設ける座席の数が 400 以下の場合 2</u></p> <p>イ <u>当該客席又は観覧席に設ける座席の数が 400 を超える場合 当該座席の数に 200 分の 1 を乗じて得た数 (その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)</u></p> <p>(2) 車いす使用者用席は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 幅は、<u>90センチメートル以上とし、かつ、奥行きは、135センチメートル以上とすること。</u></p> <p>イ [略]</p>

	(3) [略]
16 客室	(1) [略] (2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア～ウ [略] エ 便所には、12の項(1)、(4)、(5)の規定により車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に12の項に規定する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合においては、この限りでない。 オ [略]
[略]	

	(3) [略]
16 客室	(1) [略] (2) 車いす使用者用客室は、次に定める構造とすること。 ア～ウ [略] エ 便所には、12の項(3)のア、エ、オの規定により車いす使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に12の項に規定する便所(車いす使用者用便房が設けられたものに限る。)が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合においては、この限りでない。 オ [略]
[略]	

様式第2号(その1) (第6条、第8条、第10条、第11条関係)  
[略]

様式第2号(その1) (第6条、第8条、第10条、第11条関係)  
[略]

12 便所

12 便所

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便房の設置(注7)		<input type="checkbox"/> 有          <input type="checkbox"/> 無		[略]
(1) 車いす使用者用便房の構造	ア～ウ [略]	[略]		
(2) 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備				
(3) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器の設置				
(4) 出入口の幅は、80cm以上				
(5) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 便所の設置		<input type="checkbox"/> 有 ケ所 <input type="checkbox"/> 無		[略]
(2) 車いす使用者用便房の設置(注7)		<input type="checkbox"/> 有 男子用 ケ所 女子用 ケ所 共用 ケ所 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 車いす使用者用便房の構造等	ア 車いす使用者用便房の構造 イ 人工肛門及び人工膀胱保有者のための洗浄設備 ウ 床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器の設置 エ 出入口の幅は、80cm以上 オ 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高	(ア)～(ウ) [略]		[略]

(6) 便所の出入り口又はその付近に、その旨を示す標示				低差がない。 カ 便所の出入り口 又はその付近に、 その旨を示す標示				
[略]				[略]				
13 駐車場				13 駐車場				
[略]				[略]				
(注8) 駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 1 / 50 を乗じて得た数以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 1 / 100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。				(注8) 駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合においては当該駐車台数に 1 / 50 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）以上、全駐車台数が 200 を超える場合においては当該駐車台数に 1 / 100 を乗じて得た数（その数に 1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に 2 を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。				
[略]				[略]				
15 客席及び観客席（注10）				15 客席及び観客席（注10）				
整備基準		図面番号等	内容	適否	※			
(1) 固定式の客席又は観覧席を設ける場合は、車いす使用者用席を 1 以上設置			[略]	[略]	[略]			
					ケ所			
(2) 車いす使用者用席の構造		ア 幅は 85 cm 以上、奥行きは 110 cm 以上	[略]		[略]			
[略]		[略]			[略]			
[略]					[略]			
(2) 車いす使用者用席の構造		ア 幅は 90 cm 以上、奥行きは 135 cm 以上	[略]		[略]			
[略]		[略]			[略]			
[略]					[略]			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の人にやさしい福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以降に工事に着手する公共的施設の新築等に適用し、施行日前に工事に着手した公共的施設の新築等については、なお従前の例による。

## 告 示

### 宮崎県告示第 362号

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、法第55条の3第1号及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第12条(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団彩り会 彩り在宅クリニック	都城市郡元町2716番地1	令和8年3月1日
お倉が浜Kidsクリニック	日向市大字財光寺1737番地1の1	令和8年3月1日
さかもと歯科・歯科口腔外科医院 島浦歯科診療所	延岡市島浦町741番	令和8年4月1日
M I K A T A 薬局 東町	都城市東町11街区31の1号	令和8年4月1日
和心薬局西都さくら店	西都市御船町1丁目57番地2	令和8年4月1日
和心薬局門川店	東臼杵郡門川町南町2丁目20番地3	令和8年4月1日

### 宮崎県告示第 363号

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、法第55条の3第2号及び生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条の2(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
彩り在宅クリニック	都城市郡元町2716番1	令和8年2月28日
さとかん薬局本店	延岡市東本小路132番	令和8年2月26日

	地	
鈴木歯科医院	東臼杵郡門川町東栄町4丁目3番4号	令和8年2月18日

### 宮崎県告示第 364号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約(以下「契約」という。)を締結した。

なお、契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しを、令和8年5月11日から30日間、県庁前の掲示場に掲示する。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 熊須敏郎  
住所 東諸県郡国富町大字本庄4838番地1
- 2 契約の始期  
令和8年4月1日
- 3 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
概算払

## 公 告

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項の規定により、令和8年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 試験の期日  
令和8年7月24日(金曜日)
- 2 試験の場所  
宮崎県防災庁舎(宮崎市橋通東1丁目9番18号)
- 3 試験時間及び試験科目

時間	午後1時30分から午後3時30分まで
科目	衛生法規 公衆衛生学 食品学 食品衛生学 栄養学 製菓理論及び実技(実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択)

- 4 受験願書の受付期間  
令和8年5月25日(月曜日)から6月12日(金曜日)まで(土曜日及び日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで)
- 5 受験願書の提出先  
住所地又は就業施設の所在地を管轄する保健所の長を経由して知事に提出すること。
- 6 受験手数料  
9,400円(宮崎県収入証紙により納付すること。)
- 7 合格発表

令和8年9月9日（水曜日）とし、合格者の受験番号を各保健所にて公示する。

8 その他

詳細については、最寄りの保健所又は宮崎県福祉保健部衛生管理課（電話0985-26-7076）に問い合わせること。

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第 303号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する毒物劇物取扱者試験（一般毒物劇物取扱者試験、農薬用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験をいう。）を次のとおり実施する。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

令和8年8月4日（火曜日）午前10時から正午まで

2 試験の場所

宮崎市霧島1丁目1番地1

J A ・ A Z Mホール

3 受験願書の提出方法、提出先及び受付期間

(1) 提出方法

下記3(2)に郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）で提出すること。

(2) 提出先

〒 270-1391

日本郵便（株）印西郵便局 私書箱7号

（日本通信紙株式会社）

宮崎県毒物劇物取扱者試験センター

(3) 受付期間

令和8年6月1日（月曜日）から6月12日（金曜日）まで。

なお、6月12日付けの消印のあるものまで有効とする。

4 受験願書の入手方法

原則、宮崎県ホームページ「令和8年度毒物劇物取扱者試験実施のお知らせ」からダウンロードして入手すること。

郵送を希望する場合は、上記3(2)の受験願書提出先宛封筒の表に「受験願書等・実施要領郵送希望」と朱書きの上、140円分の切手を貼付した封筒（角形2号・A4サイズ）を同封して郵送すること。

5 その他

詳細については、宮崎県ホームページを参照すること。

なお、受験手続に関する問合せは、宮崎県毒物劇物取扱者試験コールセンター（開設期間：令和8年5月25日（月曜日）から6月19日（金曜日）まで（平日午前9時から午後5時まで。電話0476-36-7016）に行うこと。

また、上記開設期間以外の問合せは、宮崎県福祉保健部薬務感染症対策課業務対策室（平日午前9時から午後5時まで。電話0985-26-7060）に行うこと。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、延岡市土地改良区（延岡市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 千穂子	延岡市惣領町31番24号
理 事	貫 藍	延岡市無鹿町2丁目3402番地

（任期：令和9年4月5日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	井 上 文 男	西都市大字下三財1408

（任期：令和12年3月31日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、宇都土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地2
理 事	今 西 俊 郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田2774番地
理 事	曾 山 香	西諸県郡高原町大字蒲牟田7500番地
理 事	田 上 政 博	西諸県郡高原町大字蒲牟田7846番地
理 事	中 戸 親 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田1492番地3
理 事	宇 都 久 志	西諸県郡高原町大字蒲牟田4791番地2
理 事	勝 吉 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田1468番地11
監 事	今 西 純 良	西諸県郡高原町大字広原4383番地2

監 事	真 方 実喜男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7304番地
-----	---------	--------------------

(任期：令和11年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	外 村 善 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田4366番地2
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
理 事	伊 尻 利 郎	西諸県郡高原町大字蒲牟田7419番地1
理 事	日 高 秀 一 朗	西諸県郡高原町大字蒲牟田4956番地
理 事	田 上 克 弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田7859番地1
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	平 野 秀 晴	西諸県郡高原町大字蒲牟田1298番地23
監 事	宇 都 義 暁	西諸県郡高原町大字蒲牟田4975番地1
監 事	真 方 実喜男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7304番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、南俣土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	中 村 ルミ子	西諸県郡高原町大字広原2011番地
理 事	中 村 寿美香	西諸県郡高原町大字広原2095番地8
理 事	今 西 國 昭	西諸県郡高原町大字広原1526番地
理 事	齊 藤 八重子	西諸県郡高原町大字広原2258番地

理 事	末 永 秀 樹	小林市大字水流迫 259番地10
理 事	山 縣 裕 二	小林市細野5301番地17
理 事	永 住 周 作	西諸県郡高原町大字広原 805番地1
理 事	荒 殿 和 宏	西諸県郡高原町大字広原3015番地
監 事	奥 巳津夫	西諸県郡高原町大字広原1449番地
監 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地

(任期：令和11年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	仮屋田 浩	西諸県郡高原町大字広原3358番地2
理 事	川 崎 キヨ子	西諸県郡高原町大字広原3328番地
理 事	盛 満 洋 子	西諸県郡高原町大字広原2048番地
理 事	奥 巳津夫	西諸県郡高原町大字広原1449番地
理 事	田 中 一 成	西諸県郡高原町大字広原2260番地
理 事	吉 永 茂	西諸県郡高原町大字広原1035番地1
理 事	佐 藤 哲 夫	西諸県郡高原町大字広原 801番地
理 事	能 勢 洋 徳	小林市堤3575番地
監 事	仮屋田 稔	西諸県郡高原町大字広原3354番地
監 事	福 澤 修	西諸県郡高原町大字広原2091番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、蒲牟田土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田2680番地3

理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地2
理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2
理 事	福 元 眞 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1838番地1
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地
監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2
監 事	鳥 集 公 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田3329番地1

(任期：令和11年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	増 田 正 澄	西諸県郡高原町大字蒲牟田2680番地3
理 事	外 村 和 美	西諸県郡高原町大字蒲牟田2921番地
理 事	中 村 学	西諸県郡高原町大字蒲牟田2874番地
理 事	田 中 勇 市	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地2
理 事	勝 吉 次 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田2791番地
理 事	飯 田 浩 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1842番地2

理 事	福 元 眞 二	西諸県郡高原町大字蒲牟田1838番地1
理 事	田 中 裕 輝	西諸県郡高原町大字蒲牟田3290番地
監 事	今 西 良 成	西諸県郡高原町大字蒲牟田2795番地
監 事	田 上 長 昭	西諸県郡高原町大字蒲牟田2733番地2
監 事	鳥 集 公 則	西諸県郡高原町大字蒲牟田3329番地1

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、湯之元土地改良区（高原町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	有 馬 良 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田6541番地
理 事	宮 永 稚 視 子	西諸県郡高原町大字蒲牟田6508番地1
理 事	羅 勝 義	西諸県郡高原町大字蒲牟田7535番地
理 事	谷 村 透	西諸県郡高原町大字蒲牟田7118番地
理 事	脇 田 洋 一	西諸県郡高原町大字蒲牟田4016番地2
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地1
監 事	野 元 力 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田55番地2

(任期：令和11年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栢 木 信 治	西諸県郡高原町大字蒲牟田5273番地
理 事	寺 前 辰 雄	西諸県郡高原町大字蒲牟田6501番地
理 事	有 馬 久 江	西諸県郡高原町大字蒲牟田6493番地
理 事	廣 山 輝 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田7500番地3
理 事	永 野 博 文	西諸県郡高原町大字蒲牟田7124番地
理 事	坂 口 昭 弘	西諸県郡高原町大字蒲牟田 188番地
監 事	西 川 嘉 宏	西諸県郡高原町大字蒲牟田6444番地1
監 事	野 元 力 男	西諸県郡高原町大字蒲牟田55番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、一ツ瀬川土地改良区（西都市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	久 保 一 美	児湯郡木城町大字椎木1003番地3
理 事	水 本 明 男	西都市大字三宅5465番地 100
理 事	岩 岡 利 延	児湯郡高鍋町大字南高鍋 11001番地1
理 事	福 山 三 義	児湯郡新富町大字日置 722番地
理 事	後 藤 ミ ホ	児湯郡木城町大字椎木1763番地
理 事	郡 司 昌 幸	児湯郡新富町大字新田 12694番地
理 事	長 友 栄 子	西都市大字穂北3722番地4
理 事	吉 川 廣 美	児湯郡高鍋町大字上江7293番地

理 事	松 木 繁 樹	児湯郡高鍋町大字南高鍋 12509番地
理 事	鳥 井 和 昭	児湯郡高鍋町大字北高鍋4456番地6
理 事	新 名 貞 智	西都市大字穂北1142番地
理 事	通 山 和 博	児湯郡新富町大字日置78番地
理 事	本 部 明 弘	児湯郡新富町大字新田 15187番地2
理 事	本 部 博 樹	児湯郡新富町大字新田 17988番地2
理 事	川 越 伸 一	西都市大字穂北3765番地
理 事	倉 永 浩 幸	児湯郡新富町大字上富田8742番地4
理 事	中 村 博	児湯郡木城町大字椎木 407番地1
監 事	緒 方 義 弘	西都市大字三宅8937番地
監 事	平 塚 貢 一	児湯郡新富町大字新田 19345番地1
監 事	阿 萬 浩	西都市大字妻1436番地13

(任期：令和12年3月29日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	久 保 一 美	児湯郡木城町大字椎木1003番地3
理 事	福 山 三 義	児湯郡新富町大字日置 722番地
理 事	長 町 信 幸	児湯郡高鍋町大字上江 403番地
理 事	水 本 明 男	西都市大字三宅5465番地 100
理 事	吉 岡 信 明	児湯郡木城町大字椎木4081番地
理 事	松 木 繁 樹	児湯郡高鍋町大字南高鍋 12509番地
理 事	松 村 喜 博	児湯郡新富町大字日置 780番地13
理 事	長 友 栄 子	西都市大字穂北3722番地
理 事	郡 司 昌 幸	児湯郡新富町大字新田 12694番地

理 事	岩 岡 利 延	児湯郡高鍋町大字南高鍋 11001番地 1
理 事	川 越 伸 一	西都市大字穂北3765番地
理 事	平 下 裕 敏	児湯郡新富町大字上富田3400番地 65
理 事	本 部 博 樹	児湯郡新富町大字新田 17988番地 2
理 事	新 名 貞 智	西都市大字穂北1142番地
理 事	吉 川 廣 美	児湯郡高鍋町大字上江7293番地
理 事	本 部 明 弘	児湯郡新富町大字新田 15187番地 2
理 事	小 泉 正 浩	児湯郡木城町大字椎木 667番地
監 事	緒 方 義 弘	西都市大字三宅8937番地
監 事	平 塚 貢 一	児湯郡新富町大字新田 19345番地 1
監 事	阿 萬 浩	西都市大字妻1436番地13

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、奈留土地改良区（串間市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	島 田 敬四郎	串間市大字奈留1060番地 2
理 事	野 辺 康 徳	串間市大字奈留1696番地
理 事	矢 野 清	串間市大字奈留3260番地 2
理 事	島 田 武 嗣	串間市大字奈留1035番地 1
理 事	池 田 誠	串間市大字秋山 760番地
監 事	野 辺 俊 就	串間市大字奈留1698番地
監 事	田 中 和 哉	串間市大字秋山1539番地

(任期：令和12年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	野 辺 康 徳	串間市大字奈留1696番地
理 事	島 田 有 二	串間市大字奈留1402番地
理 事	迫 田 利 幸	串間市大字奈留3249番地
理 事	島 田 貴 広	串間市大字奈留1347番地 1
理 事	野 辺 秀 春	串間市大字秋山2436番地 6
監 事	池 田 誠	串間市大字秋山 760番地
監 事	野 辺 英 春	串間市大字奈留1677番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、日南市東郷土地改良区（日南市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	長 鶴 浅 彦	日南市大字風田 105番地口

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第18項の規定により、野尻原土地改良区（小林市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 8 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	犬 童 文 男	小林市野尻町三ヶ野山3920番地 3

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区（宮崎市）から令和 8 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、西諸土地改良区（小林市）から令和 8 年 4 月 1 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 8 年 5 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大島堰土地改良区(串間市)から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、日南市東郷土地改良区(日南市)から令和8年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新富土地改良区(新富町)から令和8年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、野尻原土地改良区(小林市)から令和8年4月10日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、金丸堰土地改良区連合(新富町)から令和8年4月3日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法(昭和24年法律第195号)第57条の2第3項の規定により、西諸土地改良区(小林市)から令和8年4月1日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和8年5月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 管理規程の名称

浜ノ瀬ダム管理規程

#### 2 認可年月日

令和8年4月27日

#### 3 管理規程の概要

第1章 総則

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留及び放流の方法

第2節 放流の際にとるべき措置等

第3章 洪水における措置に関する特則

附則

## 公安委員会公告

### 宮崎県公安委員会公告第4号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年5月11日

宮崎県公安委員会委員長 松山昭

#### 1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	1号警備業務	令和8年7月6日(月)から同年7月15日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)	30人

#### 2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者
- 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、1年以上継続して当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間があること及び現に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

#### 3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

宮崎県技能検定センター

電話0985-58-1570

#### 4 受講申込書の提出方法等

##### (1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも受理する。

##### (2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4号警備業務	平成28年10月31日(月)から11月11日(金)まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

##### (3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

##### (4) 提出書類等

ア 受講申込書(受講申込者の写真(申請前6月以内に撮影し

た縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種 類	警備業務の区分	手数料
新規取得講習	1号警備業務	47,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公告後、社会情勢の変化により、講習実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

宮崎県公安委員会公告第5号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和8年5月11日

宮崎県公安委員会委員長 松 山 昭

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務1級
- (2) 交通誘導警備業務2級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務1級

(ア) 学科試験

令和8年8月19日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年9月9日（水）午前9時から午後5時まで

イ 交通誘導警備業務2級

(ア) 学科試験

令和8年8月19日（水）午前9時から午前11時まで

(イ) 実技試験

令和8年9月8日（火）午前9時から午後5時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前8時30分から午前9時まで

(2) 実施場所

学科試験及び実技試験

宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙2559番地1）

(3) 受検定員

各30人（申請の受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者

ア 交通誘導警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

なお、実技試験においても、試験途中で合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(2) 交通誘導警備業務1級及び2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備業務1級の受検者に限る。）

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備業務1級の受検者に限る。）

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付期間及び時間帯

ア 令和8年6月22日（月）から同年7月3日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時間帯

午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

## ア 交通誘導警備業務 1 級

(ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。）1通

(イ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）

(ウ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）

(エ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

(オ) 交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に係る2級検定合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面（前記3の(1)のアに該当する場合に限る。）

(カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書（前記3の(1)のイに該当する場合に限る。）

## イ 交通誘導警備業務 2 級

前記5の(2)のアの(ア)から(エ)の検定申請書、書面、写真2枚

ウ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状

## (3) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又は警備員にあってはその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

## 6 検定手数料

(1) 交通誘導警備業務1級及び同2級ともに、検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

(2) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

## 7 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。

(3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。

(4) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外に使用しない。

(5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。

(6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--